

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年12月12日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

横浜都市発展記念館及び横浜ユーラシア文化館における建築基準法第12条に基づく建物等の点検業務

2 履行（納品）場所

横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館

3 契約日

令和7年10月1日

4 履行日又は履行期間

令和7年11月28日

5 契約金額

502,700円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社シンワ検査 代表取締役 古田 信和
横浜市都筑区早渕1-22-15

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

建築基準法第12条に基づく建築物等の点検について、当該施設において長年に渡り未実施であることが判明し、至急実施することとしたため。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿で「建築物劣化調査」を1位で登録している事業者のうち、建築基準法第12条に基づく点検項目のすべてに対応でき、緊急に対応が可能な事業者を選定した。

9 所管課

教育委員会事務局生涯学習文化財課